

平成29年度評価調査者養成研修実施要領

1 目的

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「推進機構」という。）評価調査者研修実施要領に基づき、推進機構が認証した第三者評価機関が、福祉サービス第三者評価を実施するにあたり、その所属する評価調査者が一定の知識、技術を持って評価を行うことができるよう本研修を実施します。

2 主催

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構（社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会）

3 会場

とちぎ福祉プラザ（宇都宮市若草1-10-6）、実習施設

4 受講定員

15名

1つの評価機関につき3名までとします。

定員を超えた場合は、受講者名簿の優先順位などを配慮のうえ、調整させていただく場合があります。

5 受講対象者

次の（1）（2）の要件を両方満たしている者を対象とします。（別添受講資格要件を参照）

（1）次のa又はbを満たしている者

a 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

b 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

（2）推進機構から認証を受けている（又は平成29年度中に認証を受ける予定の）第三者評価機関に属している（又は属する予定）の者

※推進機構評価調査者研修実施要領第11条の規定により、「3年以上評価業務に従事しない場合には資格を失う」となっております。

来年度の養成研修資格更新日（平成30年10月31日）までに資格喪失の可能性がある評価調査者で、資格喪失日の前日までに評価結果の公表が難しい者が、評価調査者資格の継続を希望する場合は、本研修の受講対象となりますので、第三者評価機関内における受講者派遣の検討・調整の際には、このことをお含みおきください。

なお、とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構福祉サービス第三者評価機関認証要領の2の（1）のイの規定により、aまたはbの資格を有する評価調査員を1名以上設置できない場合、同要領の4の（1）の規定により、評価機関の認証を取り消される場合があることも併せてご承知おきください。

6 受講料

無料（交通費及び研修期間中の昼食・宿泊費等は各自でご用意ください）

7 研修実施日、会場

第1日目	8月25日（金）	社協会議室
第2日目	9月5日（火）	社協会議室
第3日目	9月14日（木）	社協会議室
第4日目	9月12日（火）	施設実習（特別養護老人ホーム）
	9月19日（火）	〃

*実習日、実習先は主催者が指定します。

第5日目	9月28日（木）	社協会議室
------	----------	-------

8 研修カリキュラム

別紙カリキュラムにより実施します。

9 受講申込み

第三者評価機関にて受講申込者をお取りまとめのうえ、養成研修受講申込書等必要書類を添えて、推進機構あてにお申込みください。

なお、個人からの個別の申し込みは受けませんのでご承知おきください。

- ・ 様式等は、ホームページ（<http://www.tfhs.jp/>）からダウンロードできます。

【今年度認証申請を行う第三者評価機関の皆様へ】

- ・ 「評価機関名」の欄は、認証申請を行う法人の名称をご記入ください。
- ・ 「福祉サービス第三者評価機関認証申請書」も期限内に提出してください。

【申込みにあたっての留意事項】

- ・ 評価調査者養成研修に受講予定者を派遣するにあたっては、法人内において、事前に派遣予定者に対して、社会福祉制度や第三者評価制度に係わる理解を深めていただくとともに、各法人に所属する評価調査者であるという認識を徹底されるようお願いいたします。
- ・ また、本研修は、本県における評価調査者として必要な一定の知識、技術への理解を目指すものであり、実際の評価に向けての評価調査者としての資質のさらなる向上は、各法人内における評価への取り組みに関する研修や自己研鑽によるものであることを、受講予定者に徹底されるようお願いいたします。

10 申込書類

お申込みの際の必要書類は次のとおりです。

- ・ 評価調査者養成研修受講申込書（様式1）
 - ・ 受講申込者名簿（別記様式）
 - ・ 評価調査者経験・資格証明書（様式2） ※個人ごとに作成のこと
 - ・ 事前レポート ※個人ごとに作成のこと
 - テーマ1 今回の養成研修では、何を学びたいですか
 - テーマ2 評価調査者としてどのような活動をしたいと考えていますか
- 各400字以内、A4縦の用紙1枚に横書きのこと（様式は任意）

11 申込み受付期間

平成29年7月20日（木）まで（必着）

12 受講の決定

申込者の資格審査を行った上で受講の承認又は不承認の決定を行い、その旨を第三者評価機関に通知します。

13 研修の修了

本研修全課程の修了確認及び提出されたレポート内容等の検討後に、評価調査者養成研修修了者証の交付の可否を決定します。修了証は郵送にて第三者評価機関あてに送付します。

なお、本会が交付する評価調査者養成研修修了資格は、社会的養護施設（児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設（旧 情緒障害児短期治療施設）、母子生活支援施設）の評価調査業務に従事できません。社会的養護施設の評価資格は、別途、全国社会福祉協議会等が主催する社会的養護関係施設第三者評価事業養成研修を受講してください。

14 お申込み先・お問合せ先

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構

〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6（栃木県社会福祉協議会内）

電話028-622-7555 ファックス028-622-2316

E-mail info@tfhs.jp

ホームページ <http://www.tfhs.jp/>